

ご売却

単元未満株式買取請求取次依頼書 (兼株式等の譲渡に係る告知) [特別口座]

(上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人)

年 月 日

所在地	
会社名	

社用欄
()

※株式数のご記入がない場合は
ご返却させていただきます。

特別口座 口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社あて

私が所有する右記の株式につき、当該株式の発行会社の株式取扱規程(則)に基づいて買取請求の取次を依頼します。買取代金は右記送金方法指定欄に記載の方法により支払うことを請求いたします。

請求株式数
株

請求者住所	連絡先 (ご自宅)	()
	(携帯)	()
氏名 (フリガナ)		※特別口座のお届出印

加入者口座コード	0028860-	加入者口座番号	
----------	----------	---------	--

社用欄	取扱(取次)店受付印	事務取扱場所受付印

※1か2のいずれかをご選択ください。

送金方法のご指定がない場合は、ゆうちょ銀行現金払い(お支払いをする際、取引時確認のためご本人であることが特定できる資料(取引時確認資料)の提示等をお願いすることがあります。)といたします。なお、ゆうちょ銀行の口座への振込は指定できませんのでご注意ください。

※送金方法指定欄(いずれかを○印で表す)	1. 銀行預金口座振込	フリガナ	銀行 信金 農協 信組 労金	支店	
		金融機関番号	店番号	種目	口座番号
				1. 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他	
	口座名義人	フリガナ			
	2. ゆうちょ銀行現金払い	(貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで) 2週間程度の日数を要します。			

印鑑照合	株主情報確認	(告知確認者が記入)	
		確認日	
区分コード		確認書類	
		確認場所の名称	

※裏面のご注意をお読みの上、ご記入ご押印ください。

※フリガナは必ずご記入ください。

〈ご注意〉

1. 買取請求株式数が特別口座に記載されている株式数を超過している場合は、特別口座に記載されている株式数を請求株式数としてお取扱いいたします。
2. 買取請求の効力は、本請求書が発行会社の株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じます。また、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関と株主名簿管理人を兼ねる場合は、本請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日に買取請求の効力が生じますが、相続手続と同時にご請求された場合には、相続手続が完了した日が効力発生日となります。
3. 買取価格は、買取請求の効力発生日の発行会社所定の証券取引所における終値を適用いたします。ただし、当日に取引がなかった場合は、その後、最初取引された価格を買取価格といたします。
4. 買取価格および価格適用の証券取引所の指定はできません。
5. 買取請求の撤回はできません。ただし、株式併合等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第65条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。
6. 買取代金は、買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日後の日に、発行会社所定の手数料を差し引いたうえで、本請求書ご指定の方法でお支払い（ご送金）いたします。
なお、ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては、2週間程度の日数を要します。
7. 買取請求をされた株式は、買取代金の支払日に発行会社口座に振り替えられます。
8. **ご印鑑は特別口座の口座管理機関へのお届出印をご押印ください。印鑑が相違すると手続きができませんのでご注意ください。**
9. 本請求書は、特別口座に記載されている株式についてのみお使いいただけます。
10. 権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間およびその他の必要があると証券保管振替機構が認める日においては、受付を停止いたします。
なお、受付停止期間中に株主名簿管理人の事務取扱場所に到着した買取請求については、受付停止期間最終日の翌営業日を買取請求受付日（＝効力発生日）としてお取扱いいたします。

個人番号または法人番号記載欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※左詰めでご記入ください。

〈買取請求に伴う譲渡益課税について〉

単元未満株式について買取りを請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり、個人番号カード等の本人確認書類の提示が必要となります。

具体的な書類は、以下のとおりです。

なお、本人確認書類（下記ご参照）の提示がない場合には、当該告知がなかったものとして取扱います。

〈本人確認のための主な書類〉

○個人の場合（A1）

1. 個人番号カード
 もしくは
2. 通知カード・住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）
 - ・住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）のいずれかに加え、（1）以下の写真等により本人が特定可能な住所等確認書類のうちいずれか1つ**【写真等により本人が特定可能な住所等確認書類】**
 - ①運転免許証②運転経歴証明書③パスポート④身体障害手帳⑤精神障害者保健福祉手帳⑥療養手帳⑦在留カード⑧特別永住者証明書⑨戦傷病者手帳⑩その他官公署から発行または発給された本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る）
 - （2）以下の写真の表示のない本人が特定可能な書類のうち2種類
 - ①国民健康保険の被保険者証②健康保険の被保険者証③船員保険の被保険者証④後期高齢者医療の被保険者証⑤介護保険の被保険者証⑥健康保険日雇特例被保険者手帳⑦国家公務員共済組合の組合員証⑧地方公務員共済組合の組合員証⑨私立学校教職員共済制度の加入者証⑩国民年金手帳⑪児童扶養手当証書⑫特別児童扶養手当証書⑬その他官公署から発行または発給された書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る）
 （注）住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）または住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）（以下、住民票等という）を本人が特定可能な書類とする場合は、住民票等のほかに1種類

○法人の場合（J1）

1. 法人番号通知書（提示の日前6ヶ月以内に作成されたもの）
 もしくは
2. 法人番号通知書（提示の日前6ヶ月より前に作成されたもの）・法人番号印刷書類
 のいずれかに加え、以下の法人確認書類のうちいずれか1つ
【法人確認書類】
 - ①設立登記にかかる登記事項証明書（提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの）②印鑑証明書（提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの）③国税・地方税の領収証書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）④国税・地方税の納税証明書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）⑤社会保険料の領収証書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）